

## 人事評価結果の勤勉手当への反映に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定に基づき勤勉手当の成績率を決定するに当たり、人事評価の結果を反映させるため、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この要領の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員就業規則の適用を受ける職員とする。

(勤勉手当の成績率)

第3条 勤勉手当の成績率は、次表に定める率とする。

成績率区分	成 績 率	
	特定幹部職員	その他の職員
ア（特に優秀）	100分の121	100分の101
イ（優秀）	100分の116	100分の96
ウ（良好）	100分の111	100分の91
エ（良好でない）	100分の105	100分の85
オ（特に良好でない）	100分の100	100分の80

(人事評価結果の勤勉手当への反映の方法)

第4条 ア（特に優秀）又はイ（優秀）の成績率区分については、二次評価者が同一である職員ごとに次の各号に掲げる職員区分に応じて、人事評価の結果が5である者から4、3の順に次条に規定する割合内又は人数以内で決定する。なお、この場合において、人事評価の結果が同一である職員を異なる成績率区分に決定する場合には、個別の人事評価の結果その他参考となる事項を考慮するものとする。

(1) 事務職基本給表（一）5級以上

医療職基本給表（一）3級以上

医療職基本給表（二）5級（療法士長、副療法士長、薬剤部次長、副技師長に限る）  
・6級・7級

医療職基本給表（三）5級以上

教育職基本給表（四）2級（副校長に限る）

(2) 事務職基本給表（一）4級

- 事務職基本給表（二） 4級
  - 医療職基本給表（一） 2級
  - 医療職基本給表（二） 5級（（1）に掲げるものを除く）
  - 医療職基本給表（三） 4級（看護主任に限る）
  - 教育職基本給表（四） 2級（教務主査、教務主任に限る）
  - 技能労務職基本給表 4級
  - (3) 事務職基本給表（一） 3級以下
  - 事務職基本給表（二） 3級以下
  - 医療職基本給表（一） 1級
  - 医療職基本給表（二） 4級以下
  - 医療職基本給表（三） 4級以下（（2）に掲げる者を除く）
  - 教育職基本給表（四） 2級以下（（1）及び（2）に掲げるものを除く）
  - 技能労務職基本給表 3級以下
- 2 人事評価の結果が2である職員はエ（良好でない）の成績率区分と、1である職員はオ（特に良好でない）の成績率区分とする。
- 3 前2項に掲げる職員以外の職員はウ（良好）の成績率区分とする。

（職員数割合等）

第5条 ア（特に優秀）又はイ（優秀）の成績率区分に決定する職員の割合は、次の各号に掲げる成績率区分に応じ当該各号に定める割合とする。なお、ア（特に優秀）と決定する職員の数をイ（優秀）と決定する職員の数に加えることはできない。

(1) ア（特に優秀）

対象職員の総数の100分の5（小数点以下の端数は切り上げる。）

(2) イ（優秀）

対象職員の総数の100分の30（小数点以下の端数は四捨五入とする。）

2 前項の規定にかかわらず、対象職員の総数が3人以内となるときは、ア（特に優秀）又はイ（優秀）のいずれかの職員の数を1とする。

3 第1項の規定にかかわらず、対象職員の総数が5人又は6人となるときは、イ（優秀）の職員の数を1とする。

（職員への通知）

第6条 成績率は期末・勤勉手当支給明細書をもって通知する。

（苦情対応）

第7条 この要領による勤勉手当への反映の結果に対して苦情がある対象職員は、法人本部事務局人事給与係に対して説明（人事評価に係るものを除く）を求めることができる。

(調整)

第8条 理事長は、給与規程第38条第2項に定める勤勉手当の総額を超えるおそれがあるときは、対象職員に適用する勤勉手当の成績率について、所要の調整を行う場合がある。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、人事評価結果の勤勉手当への反映に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(医療職基本給表(一)の適用職員に対する適用除外)

2 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員に対しては、人事評価が実施されるまでの間、第3条の規定は適用せず、その成績率は100分の85.0(特定幹部職員にあっては、100分の105.0)とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(医療職基本給表(一)の適用職員に対する適用除外)

2 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員に対しては、人事評価が実施されるまでの間、第3条の規定は適用せず、その成績率は100分の90.0(特定幹部職員にあっては、100分の110.0)とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(医療職基本給表(一)の適用職員に対する適用除外)

2 医療職基本給表(一)の適用を受ける職員に対しては、人事評価が実施されるまでの間、第3条の規定は適用せず、その成績率は100分の85.0(特定幹部職員にあっては、100分の105.0)とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(医療職基本給表(一)の適用職員に対する適用除外)

- 2 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員に対しては、人事評価が実施されるまでの間、第3条の規定は適用せず、その成績率は100分の87.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年12月1日から施行する。  
（医療職基本給表（一）の適用職員に対する適用除外）
- 2 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員に対しては、人事評価が実施されるまでの間、第3条の規定は適用せず、その成績率は100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。  
（医療職基本給表（一）の適用職員に対する適用除外）
- 2 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員に対しては、人事評価が実施されるまでの間、第3条の規定は適用せず、その成績率は100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）とする。